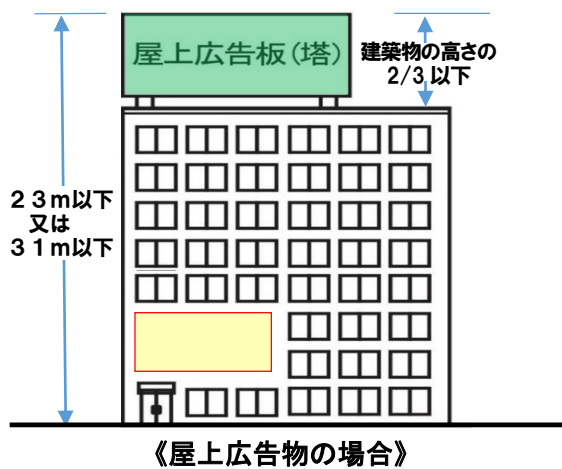


# 福山城周辺景観地区における屋外広告物の制限

福山市では、屋外広告物が無秩序・無制限に設置されることで景観が損なわれないよう、「福山市屋外広告物条例」によりルールを定めています。

この度、景観法に基づき「福山城周辺景観地区」が指定されることに合わせ、福山城が将来にわたり本市のシンボルとして、まちづくりの中心であり続けられるよう、この景観地区内の屋外広告物についてもこの趣旨に則した制限を定めました。



## 高さの制限

地表から広告物の上端までの高さ

- 内エリア：2.3m以下
- 外エリア：3.1m以下

※市内のその他の地域においては5.1m以下

## 形態・意匠の制限等

- 可変表示式広告物については、表示面積の合計は5㎡以下

※ ただし、自家用広告物として適用除外となるものの基準は、この規制による5㎡以下のものに、その他のものを加えた面積

- フラッシュ式、ストロボ式、点滅式の発光を有する広告物は禁止

※ ただし、これらを含み自家用広告物として適用除外となるものは表示可能



《可変表示式広告物の事例》



《点滅式発光の事例》

### ※可変表示式広告物

自ら発光する広告物のうち、表示内容を常時変えるもの（60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。）

### ※自家用広告物として適用除外となるもの

自己の名前、名称、店名、商標又は事業、営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業所において表示する広告物で、表示面積の合計が許可地域にあっては10㎡以下、禁止地域にあっては7㎡以下のもの

- ◆この規定に違反した場合は、条例により罰せられることとなります。
- ◆新たな制限による規則の改正に伴い不適格となる広告物に対しては、経過措置を設けます。（2020年（令和2年）7月1日から適用）

福山市建設局土木部土木管理課  
TEL/084-928-1079